

## 令和元年度 サービス管理責任者等研修会 受講者採択基準

研修受講希望者数が定員を上回った場合の採択する際の基準を、下記のとおり定める。

- ① 現在従事しているサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が退職予定等であり、その後任として配置予定で、経過措置（みなし）として、基礎研修終了後、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事する予定の者  
（ただし、下記実務経験を満たしている者に限る。）
- ② 事業所開始、定員増、サービス管理責任者員・児童発達支援管理責任者の質の向上等により、既にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が1名配置されており、2人目のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ③ 実践研修（基礎研修修了後2年以上の実務経験がある者を対象とする）を修了後、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事する予定の者
- ④ 大分県に所在する事業所に勤務する者  
近隣の県の事業所においては、大分県在住の障がい者が利用していれば、その旨を入力してください。

### ■ サービス管理責任者等として従事できる実務経験については、下記(1)～(5)のいずれかの期間を必要とする

- (1) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に配置される時点で、障がい者の相談支援業務に5年以上従事している者
- (2) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に配置される時点で、障がい者の介護等直接支援業務に8年以上従事している者
- (3) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に配置される時点で、社会福祉主事任用資格やホームヘルパー2級以上等の者で、障がい者の介護等直接支援業務に5年以上従事している者
- ※ 児童発達支援管理責任者に配置予定の場合は、配置される時点で、上記(1)～(3)の実務経験のうち障がい者・障がい児に対する実務に3年以上従事している者
- (4) サービス管理責任者に配置予定の場合、配置される時点で、国家資格等（※1）による業務に3年以上従事のうち、相談支援業務又は障がい者の介護等直接支援業務に3年以上従事している者
- (5) 児童発達支援管理責任者に配置予定の場合、配置される時点で、国家資格等（※1）による業務に5年以上従事のうち、障がい者の相談支援業務又は障がい者の介護等直接支援業務に3年以上従事している者

（※1）国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※法人内で優先順位をつける際は、上記を参考にして、順位を決定してください。